

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所の項中「行田市」を「桶川市」に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。